

第 I 部 原始・古代
第2章 律令国家の形成
2 律令国家への道 2

教科書 P.41～44

今回の学習範囲

1. 律令制度と行政
2. 民衆の負担
3. 刑罰と特権



1 律令制度の完成→ (ア**701**)年に、(イ**刑部親王**)
や(ウ**藤原不比等**)らによって**大宝律令**が完成し、律
令制度による政治のしくみもほぼ整った。

律：刑罰を定めた。現在の**刑法**。

令：官吏の勤務、人民の租税や労役などを定めた。

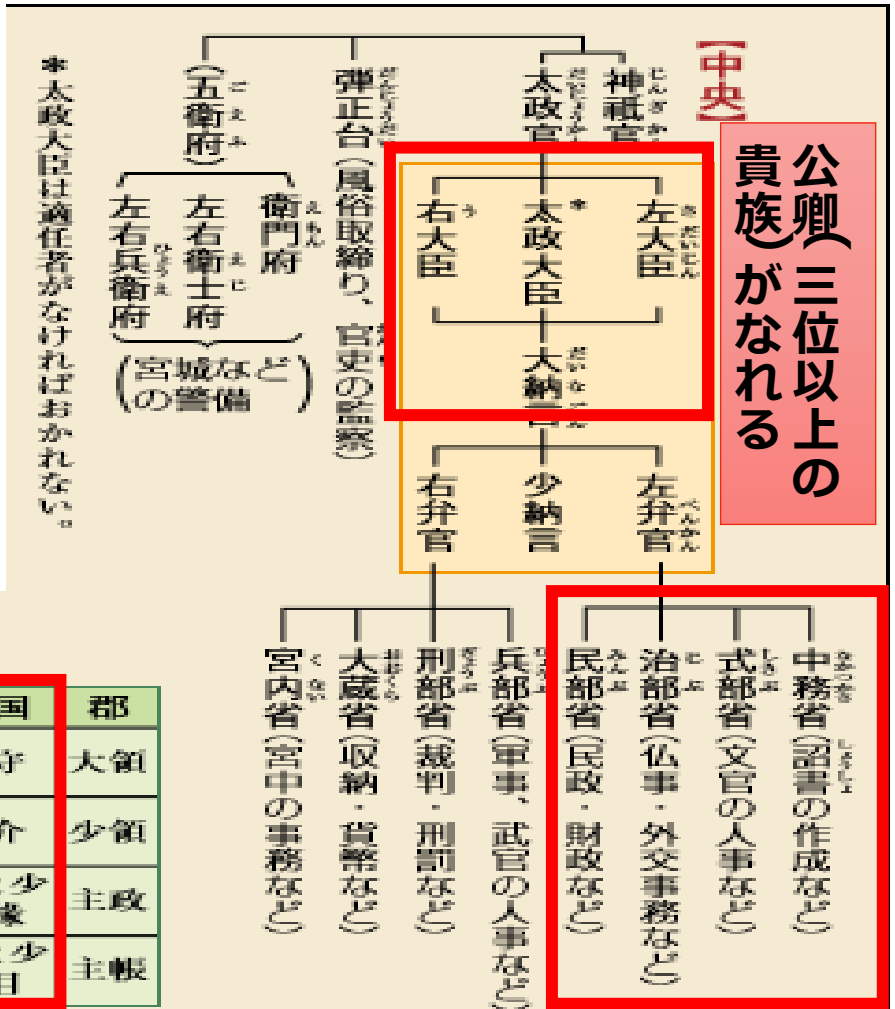
現在の行政法。

たいほうりつりょう 大宝律令	701 (大宝元)	もんむ 文武	律702 令701	文武	律6 令11	おさかべしんのう 刑部親王・ ふじわらのふひと 藤原不比等ら
ようろう 養老律令	718 (養老2)	げんしょう 元正	757 (天平宝字元)	こうけん 孝謙	律10 令10	藤原不比等ら

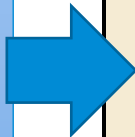
律令制の大前提 すべての土地と人民は、
天皇のものである！ = **公地公民制**

2. 律令官制のしくみ→中央に神祇官・(ウ太政官)二官をおき、太政官のもと八省が政務を分担し、行政の運営は太政官の(工公卿)による合議で進められた。

3. 四等官制→役人の官職は、長官・次官・判官・主典 (かみ・すけ・じょう・さかん) の4等級。官吏になるには漢字の文筆能力と教養としての儒教が求められた。



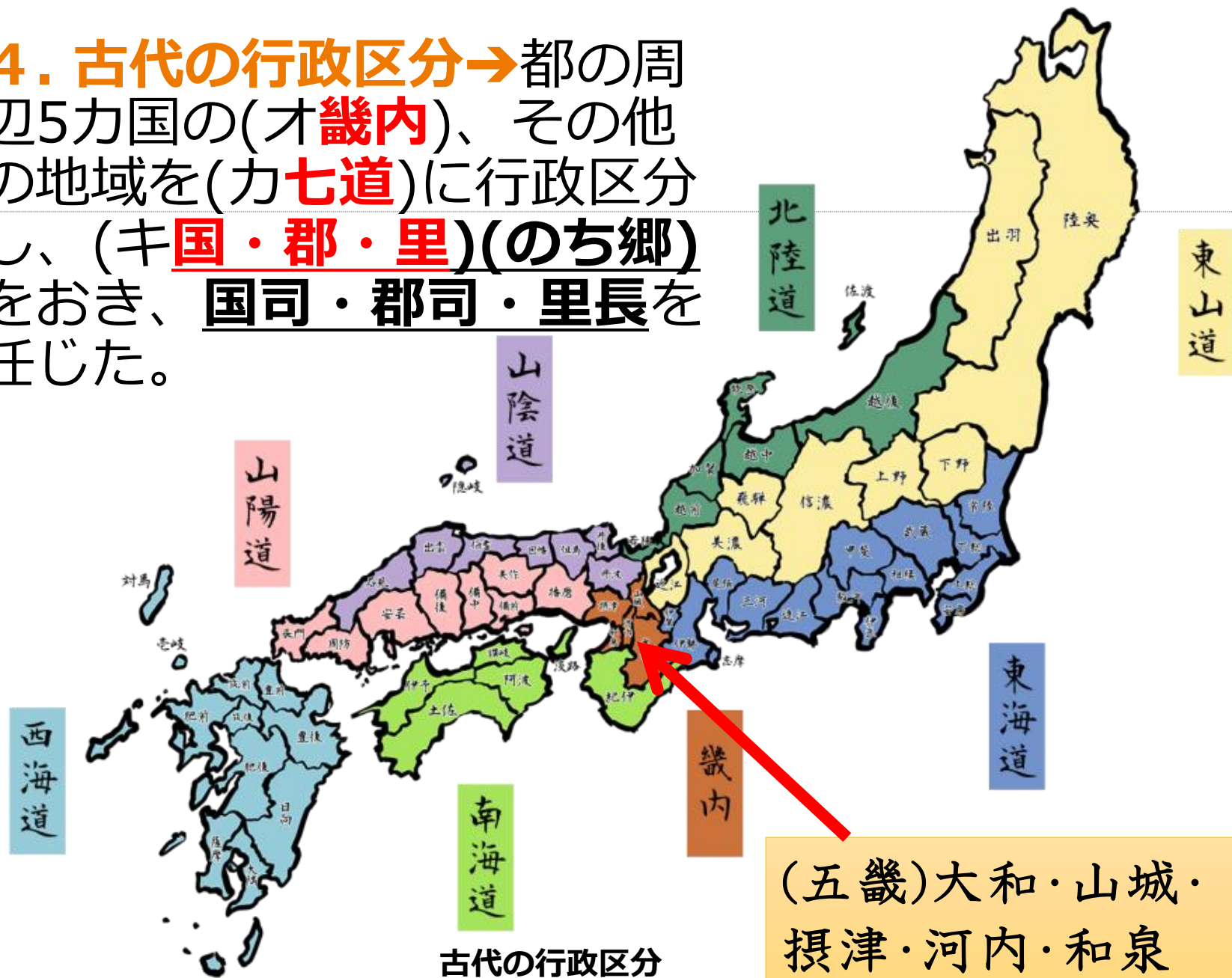
読み方は同じでも、役所によって字が違うことに注意。



【四等官制】

官職	省	大宰府	国	郡
かみ (長官)	卿	帥	守	大領
すけ (次官)	大少輔	大少式	介	少領
じょう (判官)	大少丞	大少監	大少掾	主政
さかん (主典)	大少録	大少典	大少目	主帳

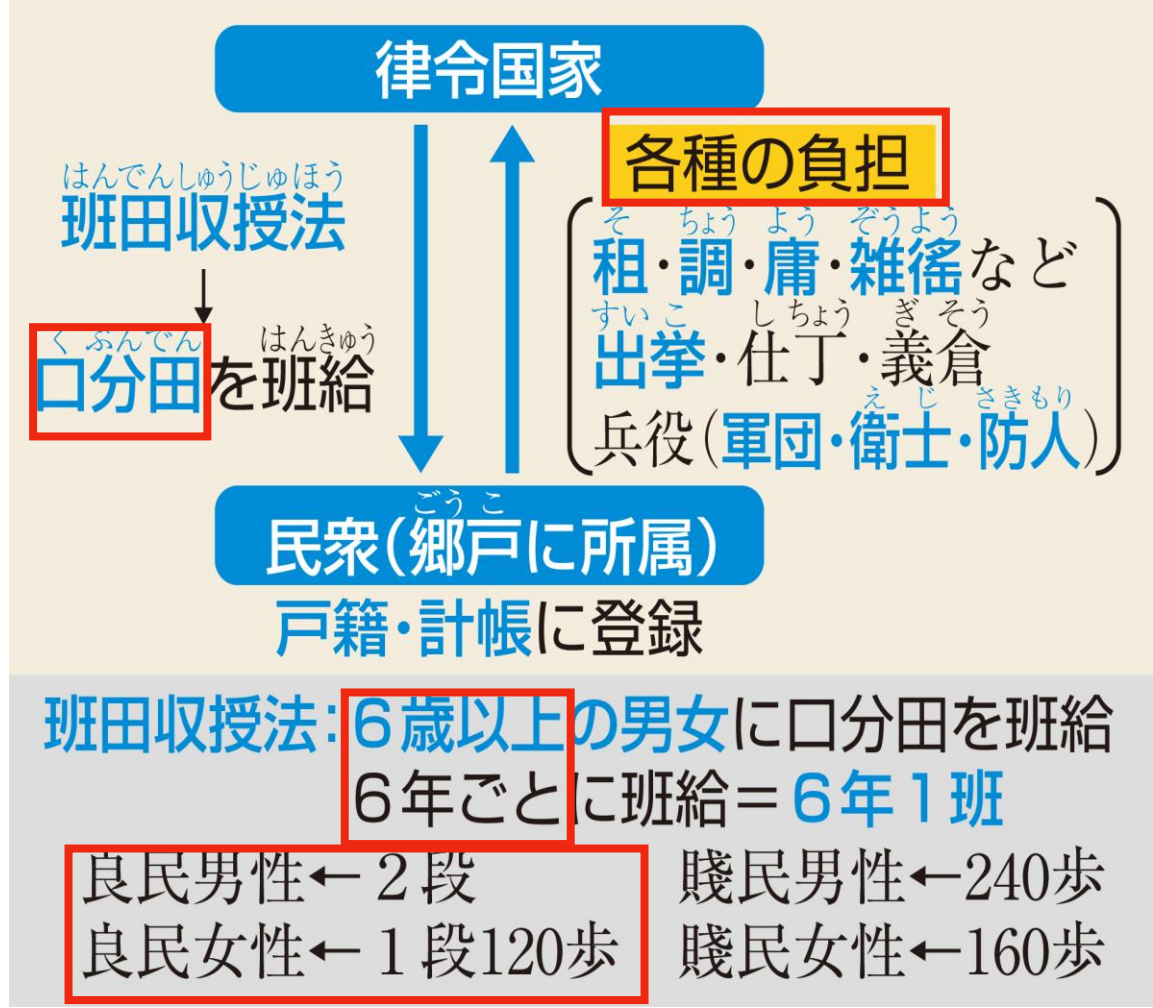
4. 古代の行政区分→都の周辺5力国の(才畿内)、その他の地域を(力七道)に行政区分し、(才国・郡・里)(のち郷)をおき、国司・郡司・里長を任じた。



(五畿)大和・山城・
摂津・河内・和泉

1 律令国家と民衆→ 民衆は戸主を代表者とする戸(郷戸)に所属する形で**戸籍・計帳**に登録され、 (シ**班田収授**) 法にもとづいて税が課せられた。

戸籍	班田収授のための基本台帳で6年ごとに作成
計帳	調庸などの税を徴収するための台帳で毎年作成



Q. 資料集 p 64で、戸籍と比較して、計帳の特徴を調べてみよう。

戸主少初位上出雲臣深嶋戸
 去年ノ帳 定 良口 拾肆人 女六
 帳後無損益
 今年ノ計帳 定 見良 大小拾肆人 男八 女六
 不課口 拾貳人 男
 男陸人 匠一 小子四
 女陸人 丁女五 小女一
 課口 貳人
 見輸貳人 正丁
 輸調錢拾捌文
 戸主少初位上出雲臣深嶋、年肆拾伍歳、正丁 造
 宮省工、右手於灸、
 男出雲臣大津、年拾參歳、小子 左鼻辺 黒子
 女出雲臣大羽亮、年參拾歳、丁女
 弟出雲臣古麻呂、年肆拾貳歳、正丁 左頬
 黒子、當厨司工、
 男出雲臣大足、年拾壹歳、小子 右耳於黒子
 男出雲臣弟足、年肆歳、小子
 姉出雲臣家虫亮、年伍拾肆歳、丁女 右目後 黒子
 姉出雲臣漆重亮、年伍拾壹歳、丁女 左頬 黒子
 妹出雲臣難毛亮、年參拾肆歳、丁女
 妹出雲臣奈由比亮、年參拾伍歳、丁女
 戸出雲臣荒麻呂、年伍拾貳歳、正丁
 弟出雲臣百城、年肆拾歳、正丁 左腕 黒子
 男出雲臣城麻呂、年陸歳、小子
 女出雲臣刀自亮、年玖歳、小女

①計帳 ②良民 ③課税を負担しない者 ④技術保有者
 ⑤課税負担者 ⑥お灸をすえた跡 (正倉院文書)

A. 税逃れを防ぐため顔や体の特徴まで記された。

2 民衆の税負担→ 民衆には**租・調・庸・雑徭**などの税や、調・庸を都まで運ぶ（ス**運脚**）、**兵役**、制的な貸付（セ**出挙**）などの負担があった。 資 p 64

区分	負 担 者			備 考
	正 丁 (21～60歳)	次丁(老丁) (61～65歳)	中男(少丁) (17～20歳)	
へいえき 兵役	正丁 3人に1人 (国内の正丁の3分の1)を徴集 軍団兵士 (諸国の常備軍):10番交代で勤務(毎番10日) 衛士 (宮城の警備):1年間 防人 (九州沿岸の警備):3年間	—	—	大宝令では正丁4人に1人 兵士の武器や食料は自弁が原則 軍団兵士は庸・雑徭が免除 衛士・防人は調・庸・雑徭が免除 防人には多く東国の兵士があてられる
しちよう 仕丁	50戸につき正丁2人を3年間徴発(食料は50戸で負担)	—	—	中央諸官司の労役に従事
すいこ 出挙 (公出挙)	国家が春に稲や粟を貸し付け、秋の収穫時に高い利息とともに徴収する。当初は勸農救貧政策であったが、のちに強制的貸付けに変質 利息(出挙利稲)は5割(のち3割)			諸国の財源 私出挙もある。利息は10割(のち5割から全面禁止に)
ぎそう 義倉	備荒貯蓄策で、親王を除く全戸が貧富に応じて粟などを納める			貧富は9等級に区分

3 良・賤の身分制度→ 民衆は良民と賤民にわけられ、人口の数%の賤民には官有の陵戸・官戸・公奴婢、私有の家人・私奴婢の（ソ五色の賤）があった。

賤民（五色の賤）	官私	名称と特徴		戸の形成	口分田
	官有	陵戸	皇室の墓の守衛。	○	良民と同じ
		官戸	官司の雑役に駆使された。	○	
		公奴婢	中央官庁の雑役に使われ売買された。	×	
	私有	家人	貴族・寺社などに所有された。売買されなかった。	○	良民の1/3
		私奴婢	最下位の存在。売買された。	×	

資料集
p 63

1. 刑罰→ 刑罰は笞・杖・徒・流・死の（コ**五**刑）があり、天皇・国家・尊属に対する罪は重罪とされて（サ**八**虐）に指定された。資料集 p 63

五 刑	
ち笞 (体刑)	10・20・30・40・50の5段階。 細い棒で しり 臀を打つ
じょう杖 (体刑)	60・70・80・90・100の5段階。 太い棒で臀を打つ
ず徒 ちようえき (懲役刑)	1年・1年半・2年・2年半・3年の 5段階
る流 (流刑)	きんる えちぜん 近流(越前・安芸など) ちゅうる しなの 中流(信濃・伊予など) おんる いずあわ 遠流(伊豆・安房・常陸・佐渡・ ひたち 隠岐・ おき 土佐など) の3段階
し死 (死刑)	こう絞(絞首)・ざん斬(斬首)の2段階

怨霊を恐れて、
ほとんど行われ
なかった。



2. 官位相当制と貴族の特権→官人(官吏)は(ク**位階**)を与えられて位階に対応する官職に任じられた。

(ケ**官位相当制**) 貴族(五位以上)は手厚く優遇された。

貴族の特権

① **官人の給与(封禄)**…位階や官職に応じて給与が与えられる

㊦**封戸**(ふうこ)：一定数の戸。**位封・職封**など

㊧田地：**位田・職田**など

㊨禄：布・綿など。**位禄・季禄**(春と秋の年2回支給)など

※官人は調・庸・雑徭などの負担を免除！

② **蔭位の制**

貴族(五位以上)の子や、公卿(三位以上)の子と孫は、父や祖父の位階に応じた位階を与えられる。

出世が早い！

3

役人の収入

〈「週刊朝日百科 日本の歴史 48」ほか〉

※年1回、位階に応じて与えられた給与。

位階	位田 (町)	位封* (戸)	位禄*				季禄*2 (半年分)				位分資人 (人)
			施 (匹)	綿 (屯)	布 (端)	庸布 (常)	施 (匹)	綿 (屯)	布 (端)	銀 (口)	
正一位	80	300					30	30	100	140	100
従一位	74	260					30	30	100	140	100
正二位	60	200					20	20	60	100	80
従二位	54	170					20	20	60	100	80
正三位	40	130					14	14	42	80	60
従三位	34	100					12	12	36	60	60
正四位	24		10	10	50	360	8	8	22	40	40
従四位	20		8	8	43	300	7	7	18	30	35
正五位	12		6	6	36	240	5	5	12	20	25
従五位	8		4	4	29	180	4	4	10	20	20
正六位							3	3	5	15	
従六位							3	3	4	15	
正七位							2	2	4	15	
従七位							2	2	3	15	
正八位							1	1	3	15	
従八位							1	1	3	10	
大初位							1	1	2	10	
少初位							1	1	2	5	

役人の年収(現在の金額に換算)

正一位(藤原仲麻呂) 3億7455万円

正二位(長屋王) 1億2484万円

従三位(大伴家持) 7490万円

少初位 230万円

現代のサラリーマンの平均年収 460万円

Q. 貴族って、何人ぐらい？



1町≡堺東高校グラウンドの広さ

以上が律令国家ですが、何か疑問ありますか？

まとめと振り返り

1. 律令制度と行政

大宝律令が完成したことで律令制度のしくみが整い、二官八省などの中央官制や地方を国・郡・里(のち郷)とする行政組織が定められた。

2. 官僚制と司法

四等官制や官位相当制などの官人のしくみが整えられ、貴族は優遇された。五刑や八虐の司法制度も整えられた。

3. 民衆の負担

民衆は戸主を代表者とする戸(郷戸)に所属し、良民と賤民にわけられ、戸籍・計帳にもとづいて租・調・庸・雑徭や兵役などの負担が課せられた。